貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について(九州運輸局集計)

［平成30年度分］

九州運輸局　自動車交通部

自動車運送事業安全監理室

（単位：件）

支局等	(1)行政処分等を受けた事業者数	(2)行政処分等の内容ごとの件数					
		許可の取消	事業の停止	車両使用停止	文書警告	文書勧告	口頭注意
福　岡	38	2		31	5		
佐　賀	13			11	2		
長　崎	13		1	12			
熊　本	10			10			
大　分	18			17	1		
宮　崎	27			25	2		
鹿児島	29			28	1		
計	148	2	1	134	11	0	0

（注1）　同一事業者が一の行政処分等で複数の項目に該当する場合は、最も左に該当する項目のみに計上している。

（例：一の処分等で車両使用停止と文書警告を受けた場合→車両使用停止の項目のみに計上）

（注2）　貨物自動車運送事業者：一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業のいずれかを経営している者